



# 出席停止について

学校保健安全法第19条により以下の感染症は出席停止となります。期間についても下記を参考してください。

出席停止は欠席にはなりません。

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後（発熱した翌日）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
風疹（3日ばしか）	発疹がすべて消失するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭熱、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	医師の登校許可がおりるまで
急性出血性結膜熱	
溶連菌感染症	
流行性下痢嘔吐症	
感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）	

※出席停止の期間は、医師の指示がある場合は、指示に従ってください。他の病気でも、医師の指示で、登校を控えたほうがよい場合は、学校へ相談してください。

※出席停止期間の太字の部分は、平成24年4月1日より変更になったところです。ご注意ください。

## 感染症の予防 大事なポイント3つ

### ①うがい・手洗い



### ②マスクの着用



### ③規則正しい生活

